

閱覽用

平成30年第6回
神崎市農業委員会総会 議事録

平成30年6月5日
神崎市農業委員会

平成30年 第6回 神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年6月5日(火) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

5番 馬渡委員 7番 大田委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 鶴智広 副課長 山口秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 非農地証明について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画(利用権設定関係)について 24件

議案第5号 農振除外(軽微な変更)に伴う事前審査について	1件
議案第6号 農振除外に伴う事前審査について	9件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	7件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	鶴智広
農政農地係副課長	山口秀利
農政農地係主事	糸山碧

【農政水産課職員】

農政水産課参事	音成栄志
農政企画係主事	川端晃博

(開会)

事務局長

おはようございます。

本日は大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

平成30年第6回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

(会長のあいさつ)

会長

みなさん、おはようございます。今年は梅雨入りが早く、小麦の刈取りがどがんなつちやろうかということで心配いたしましたけれど、幸い天気にも恵まれたわけでございます。

ただ、農協の担当者の話では、大麦は今年は小粒ということで、収量もそう多くはありませんし、県内ほとんどのものがですね、大粒大麦ということで品質もあまり良くないそうでございます。小麦は結果が良く出るのを望みたいと思います。

それでは、只今から、平成30年第6回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名です。

定足数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、よろしくをお願いいたします。

(議長登壇)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は5番「馬渡」委員と7番「大田」委員の2名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の鶴局長、山口副課長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第3号 非農地証明について	1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	24件
議案第5号 農振除外(軽微な変更)に伴う事前審査について	1件
議案第6号 農振除外に伴う事前審査について	9件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	7件

以上、6議案40件、報告第1号の7件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 農地法第4条第1項第8号関係)

議長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の田5,990㎡で、その他に
一体利用する雑種地などの3筆と合わせて事業面積は6,981㎡です。

転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、
工事完了は、平成31年3月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は議案書には見込みとしていましたが、平成30年5月18日付けで決定されました。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として「鉄道の駅(の基準点が改札口)より概ね300m以内」として第3種農地に該当し、許可基準は「許可し得る」となります。

位置図などを2ページ、3ページに添付しています。

申請に必要な書類は全て整っていて、行政庁などとの必要な事前協議は行われており、排水処理や被害防止については、周辺農地への支障が無いよう計画されていて、地区の同意書もあり問題ないと思われま

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番については、〇〇地区で、わたくしが地区担当となっております。わたくしの方から意見を申し上げます。

議長

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

ご承知のように、〇〇〇〇に伴うものでございますけれども、今の説明のとおり申請地につきましては、神埼駅の〇〇側100m位のところということで、非常に利便性の高いところでございます。

また、このようなことから、〇〇〇〇には最も適しているのではないだろうかというところがございます。排水など周辺の農地には影響がなく全く問題がございませんので、ご審議ほどよろしくお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

2番 筒井副会長

2番の筒井です。

2ページの図面を見たところですね、申請地の右下に細長い土地が書いてありますが、農道か市道か分らんですが、この場所が駐車場になった場合に行ったり来たりされんごとなるばってん、何のために細長い場所を確保してあるでしょうかね。

議長

申請者より回答をお願いします。

申請者

質問にお答えをいたします。設計を担当しております〇〇事務所の〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

申請地で今言われた南の東側の分ですけど場内の排水側溝を兼ねた道路側溝として、整備させていただいて、この分は道路として市役所の方に帰属させていただくように計画しております。駐車場になったとしても道路側溝の高さは今の道路の雨水排水も兼用して入るようにしておりますので、今の道路の高さと同じ高さで入れていくようにしております。

議長

よろしいですか。

2番 筒井副会長

はい。

議長

他に質疑はありませんか。

2番 筒井副会長

あと一つよかですか。

議長

はいどうぞ。

2番 筒井副会長

〇〇の施設の排水はどうなっとるか、どう流してどう処理されるか。浄化槽か下水道なのかお伺ひします。

議長

申請者より回答をお願いします。

申請者

こちらにつきましては、生活雑排水関係は公共下水道を既設の方から引っ張ってきましてそれに流し込むような形をしております。雨水排水につきましては、先ほどの側溝の方に流して、南側の水路の方に放流するような形で計画しております。

議長

よろしいですか。

2番 筒井副会長

はい。

議長

ほかにご質疑はございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

議長

他にないようですので質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いします。

(受付番号1番 申請者退室)

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の畑406㎡です。

転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、工事完了は平成30年12月31日の予定です。

権利の内容は贈与による所有権の移転で、農振除外は決定済み。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地として「宅地化の状況が住宅などが連たんしている区域に近接する区域内にある農地」として第2種農地に該当し、許可基準は、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などを4ページ、5ページに添付しています。

申請に必要な書類は全て整っていて、行政庁などとの必要な事前協議は行われており、排水処理や被害防止については、周辺農地への支障が無いよう計画されていて地区の同意書もあり、問題ないと思われまます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について、神埼町〇〇でございますので、地区担当委員10番鶴委員のご意見をお伺いいたします。

10番 鶴博行委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況などを申請者などに確認しましたが、申請地は申請者の営農ハウスに近いうえに農業経営の効率化が図られ、さらに実家と同じ地区内に定住されることは喜ばしいことだと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

他にないようですので質疑を終了いたします。

申請者の方は退室をお願いします。

(受付番号2番 申請者退室)

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の6ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

受付番号1番から受付番号3番までを一括して審議いたします。

事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書4ページに記載しています受付番号1番から3番までは、移転する権利は所有権で、申請理由などは記載のとおりです。各申請地の位置図を7ページから9ページに添付しています。

各申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われまます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番から3番まで何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

9番 角田委員

9番の角田です。

受付番号1番の〇〇さんですが、〇〇歳になっておられるんですが、息子さんいらっしゃいますかね。

事務局

事務局の方では、把握しておりません。

議長

息子さんいらっしゃいますかとのご質問ですけれども、地区の委員さんでご存知の方はいらっしゃいませんか。

7番 太田委員

息子さんはいないが、娘さんはいらっしゃいます。

議長

よろしいですか。

9番 角田委員

はい。

議長

他にございませんか。

無いようですので質疑を終了いたします。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第3号 非農地証明関係)

議長

次に、議案書の10ページをご覧いただきたいと思います。

議案第3号 非農地証明についてを議題といたします。

受付番号1番について、審議いたします。

事務局より説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 非農地証明について説明します。

非農地証明は、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査や事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番 申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の畑234㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

農振除外は既に決定済みで、農地区分は「公共投資の対象ではない小集団の生産性の低い」第2種農地。位置図と現地状況を11ページと12ページに添付しています。

証明基準については、摘要欄に記載のとおり神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合していて、地区及び土地改良区の同意や地区担当委員の確認も済んでいます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号、受付番号1番の申請は、神埼町〇〇ですので、地区担当委員の7番「大田」委員から現地確認などについてご意見をお願いします。

7番 大田一秀委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

7番の大田です。

第3号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況などを確認しましたが、申請地は本来は追認の転用許可申請を行うべきですが、宅地として長年にわたり問題なく管理されていて、地域の同意もあり、非農地証明に該当しているものと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議長

只今、地区担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第3号 非農地証明、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第4号 農用地利用集積計画関係)

議長

農政水産課の方の入室をお願いします。

(農政水産課 入室)

議長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について議題といたします。

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します。よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

まず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町新規6件、再設定10件、計16件

内訳は、田47筆79,414㎡、

千代田町新規2件、再設定2件、計4件

内訳は、田10筆20,717㎡、畑1筆160㎡、計11筆20,877㎡

背振町新規2件、再設定2件、計4件

内訳は、田3筆2,300㎡、畑2筆4,255㎡、計5筆6,555㎡

神崎市合計24件

内訳は、田60筆102,431㎡、畑3筆4,415㎡、計63筆106,846㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件について先に審議いたします。

それでは、6番原委員が議事参与の制限を受けますので、原委員の退室を求めます。

(6番 原委員 退室)

議長

それでは、3ページの農用地利用集積計画 神埼町 再設定 受付番号3番の議事参与の制限に係る案件について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議事参与の制限に係る案件について議案書を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町再設定3番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所、氏名、現在の経営面積、利用権を設定する者の住所、氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田6筆8，047㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町再設定の受付番号3番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

それでは、6番原委員の入室を許可します。

(6番 原委員 入室)

議長

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号1番から6番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町 新規1番から6番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田19筆40, 154㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますのでお目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

3番 服巻玉美副会長

3番の服巻です。

4番、5番の〇〇さんは、新規就農の方ですか。

議長

農政水産課より回答をお願いします。

農政水産課

はい、そうです。今年から、新規就農されますので、それにあたっての利用権設定となります。

3番 服巻玉美副会長

はい、わかりました。

議長

ほかに質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号1番から6番について、原

案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定分の先に審議した受付番号3番を除く、受付番号1番から受付番号10番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町再設定1番から10番までの申し出について説明します。

設定する内容は、最初の議事参与制限分を含めまして、田28筆39,260㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

9番 角田良正委員

9番の角田です。数字なんですけど、番号の7から10までですね、〇〇さんが挙がってますけども、再設定の時には、現在の経営面積はゼロになっていてもいいのかなと思ってお尋ねします。

議長

農政水産課より回答をお願いします。

農政水産課

この件につきましては、7番から10番の貸し手の方の土地に関して、今回設定をするにあたって過去1年の間に設定がなされたということで、解約をされてから新しく利用権設定を結ぶようになっておりますので、今回再設定の枠で入れております。

議長

よろしいですか。

9番 角田良正委員

はい。

議長

ほかに質疑はありませんか。

(意義なしの声あり)

議長

他に無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町再設定分の受付番号1番から10番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町新規分の受付番号1番と受付番号2番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町新規分の1番と2番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆2，568㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定分の受付番号1番と受付番号2番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町 再設定1番と2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田8筆18,149㎡、畑1筆160㎡、計9筆18,309㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

2番 筒井信秀副会長

この土地の所在は〇〇になっていますけど、受ける人は〇〇さんという方の住所が〇〇となっていますけど、私も〇〇に住んでいるんですがどこにいらっしゃるかわからないのでお尋ねします。

議長

農政水産課より回答をお願いします。

農政水産課

この〇〇さんなんですけど、千代田のほうで今回法人を立ち上げられて農業活動をされるかたということでお話を伺っております。

〇〇地区に家を建ててあるそうです。

2番 筒井信秀副会長

わかりました。

議長

他にございませんか。

3番 服巻玉美副会長

1番の〇〇さんなんですけど、現在の経営面積160㎡、2枚目も160㎡で同じ面積ということですか。

農政水産課

ここに関しては、今回設定する分を含め160㎡でこの方が神埼市のほうで利用権設定されるのが初めてのかたでありますので、ここの経営面積というのが神埼で利用権設定をされている面積になります。

議長

よろしいですか。

3番 腹巻玉美副会長

はい。

議長

ほかに質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

無いようですので、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町再設定分の受付番号1番と受付番号2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、6ページの農用地利用集積計画、脊振町新規分の受付番号1番と受付番号2番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの脊振町 新規1番と2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆1, 700㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、脊振町新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、7ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定分の受付番号1番と受付番号2番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の7ページの脊振町再設定1番と2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆 600㎡、畑2筆4, 255㎡、計3筆4, 855㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、脊振町再設定分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

以上で、議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

(議案第5号 農振除外(軽微な変更)関係)

議長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、農振除外申請の軽微な変更に伴う事前審査についてを議題といたします。

1ページの番号1番について審議いたします。

農政水産課より説明を求めます。

農政水産課

農政水産課の音成と申します。座って説明させていただきます。よろしく願いいたします。

議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の規定によります神崎市農振除外申請の軽微な変更に伴う事前審査についてご説明させていただきます。

総括表のほうをお開き頂きたいと思っております。千代田町1件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順に従

って説明をさせていただきます。なお、申請人、地番、資料ページ数等につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

1番 千代田町〇〇地区の〇〇〇〇といたしまして、田2筆で 面積 8,366㎡ となっております。詳細につきましては、添付資料の確認をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

2番 筒井信秀副会長

あの土地は、私の担当地区ですけれども、南側の市道ですけども、夕方になれば、すごく渋滞するですもんね。その辺の対策はどうされているでしょうかね。計画は。

農政水産課

今の質問にお答えしてみたいと思います。

この、農業委員会にご審議をしていただく前に、関係の部署等にご意見を賜っているところでございます。その中で、建設課の部分のご意見がですね、既に出ておりますけどもその部分につきましては、委員ご指摘のように、今回の場所を想像していただきますと西の方に向かう時、佐賀市の方に向かう時に〇〇の方に入る場合に混雑が予想されるという部分も想定されておりますので、右折レーン等の対応をするようにということで申請者側に意見が出ておりましたので、ご紹介をさせていただきます。

2番 筒井信秀副会長

あのですね、夕方の帰りの時にですね、東の方に向いて帰る時が渋滞が長いですもんね。それだから、申請地までつながるんじゃないかと思ったから、入り口をどうしてあるのかと思ったけん聞きよつとです。

農政水産課

今の質問にお答えしてみたいと思います。

図面等の中にもあったかと思いますが、当然、南に面する市道の方、それから、西側の水路の方の道路にも面するかと思います。ご指摘のように、出入り口は2か所ほどあるかと存じ上げておりますけれども、夕方など東の方へ向かう部分につきましても申請者側の方には何らかの段階で伝わっているはずでございますので、まあ、詳細な対応につきましては私の方では承知しておりませんが、申請者側の方も当然存じ上げられていると承知しております。

以上でございます。

2番 筒井信秀副会長

それとですね、この書類を見ればですね、〇〇地区の生産組合長と区長さんのハンコは

あるばってん、クリークが〇〇地区と丁度境目ですもんね。配水を流すならば、そちらのハ
ンコは要らんやったらうかと思って聞きよっです。

農政水産課

ご質問にお答えしたいと思います。

申請書の内容については、ご覧のとおりです。当然、地元には説明会等は申請者の方
からされているということでお聞きしておりますので、排水対策についても、当然お話があっ
ているものと承知しております。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

2番 筒井信秀副会長

はい。

議長

ほかにございませんか。

議長

参考までに、今の〇〇の〇〇数と今回移転されてどのくらいの〇〇数の規模を考えてお
られるのか教えていただきたいと思います。

農政水産課

ご質問にお答えいたします。

資料の5ページですかね、事業計画書がついているかと思いますが、この中の方にも書
いてありますけども、現在、130人の定員がありますけども、近々の需要増がありまして、15
0名程度に増員したいという計画で承知しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

議長

ほかにございませんか。

無いようですので、議案第5号の農振除外申請の軽微な変更に伴う事前審査について
は、「やむを得ない」という意見を付けて回答することによろしいでしょうか。

特に異議がなければ、「やむを得ない」という主旨の意見をつけて回答することとしたいと
思います。

(反対意見者なし)

議長

以上で、議案第5号の農振除外申請の軽微な変更に伴う事前審査についての審議を終
わります。

議長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

議案第6号の農振除外申請に伴う事前審査についてを議題といたします。

1ページの番号1番から番号9番について、一括して審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

引き続き、ご説明をさせていただきます。

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

内訳といたしましては、千代田町3件、神埼町3件、脊振町3件の計9件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、千代田町〇〇地区の〇〇として、田の一部で面積 340 m²となっております。

2番は、千代田町〇〇地区の〇〇として、田の一部で面積 135 m²となっております。

3番は、千代田町〇〇地区の〇〇として、田で計4筆の面積 6,446 m²となっております。

4番は、神埼町〇〇地区の〇〇として、田で計 2 筆の面積 2,037 m²となっております。

5番は、脊振町〇〇地区の〇〇として、田と畑で合計 19 筆の面積 9,372 m²となっております。

6番は、脊振町〇〇地区の〇〇として、田で計 3 筆の面積 2,769 m²となっております。

7番は、神埼町〇〇地区の〇〇として、田の一部で面積 37 m² となっております。

8番は、神埼町〇〇地区の〇〇として、畑で計 2 筆の面積 68 m²となっております。

9番は、脊振町〇〇地区の〇〇として、田で計 19 筆の面積 10,749 m²となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

無いようですので、議案第6号の農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」という旨の意見を付けて回答することといたします。

以上で、議案第6号農振除外に伴う事前審査についての審議を終わります。

農政水産課の皆さんお疲れ様でした。

(農政水産課 退室)

(報告第1号 農地法第18条第6項関係)

議長

次に、別冊の報告1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

1ページから3ページの、受付番号1番から受付番号7番までについて、事務局より報告を願います。

事務局【報告第1号、受付番号1番から7番について報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、提出があり受理したものを報告します。

1ページから3ページに記載の受付番号1番から7番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。

説明は以上です。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてのご質問はありませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第6回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

10 時 30 分 閉会